

2024 年台風第 10 号により被災されたお客さまに対する  
電気料金等の特別措置について

2024 年台風第 10 号により被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

当社では、このたびの台風により災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村において、住居等に被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を実施させていただきます。

### 1. 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された地域

神奈川県

平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、中郡大磯町、中郡二宮町、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄下郡湯河原町

静岡県

沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山町

### 2. 特別措置の内容

東京電力エナジーパートナー株式会社が適用する内容と同様

### 3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

#### 【法人のお客さま】

丸紅新電力 業務企画部

TEL：03-3282-2350

(受付時間 月～金曜日：9:30～17:30 ※土曜日・日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く)

#### 【個人のお客さま】

丸紅新電力 カスタマーセンター

ナビダイヤル:0570-000-821 (ナビダイヤルをご使用になれない方:03-6703-8909)

(受付時間 月～金曜日：9:00～20:00 土曜日：9:00～17:00 ※日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く)

【参考リンク】

東京電力エナジーパートナー株式会社 プレスリリース

<https://www.tepco.co.jp/ep/archive/20240902.html>

なお、今後、災害救助法適用地域の追加があった場合は、同様の措置拡大を行わせていただきます。

※災害救助法適用地域および詳細、最新情報は内閣府のホームページにてご確認ください。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。